

令和5年度「学校種・地域の特性に応じた好事例の把握・展開」の委託事業
公益財団法人消費者教育支援センター

モデル構築の具体的実施内容について

1. 事業の趣旨・目的

本事業では、成年年齢の引き下げを踏まえ効果的な消費者教育として小学校中学校からの学びが重要と考え、モデル地域を設定し、地域における小学校中学校を中心とした教育委員会、行政、事業者、団体、市民の連携・協働体制を構築することをねらいとして実施する。

2. モデル地域 滋賀県近江八幡市

選定理由

平成28年度より、市消費生活センターが中心となり地方消費者行政強化交付金を活用して、消費者教育に取り組み、当センターは、市より委託を受け消費者教育の推進を支援している。市は、平成28年度の消費者教育あり方検討会（A）の提案を受けて、学校プロジェクト（B）、生産者と消費者のコミュニケーションの場をつくる親子体験型プログラム（C）、子どもが見守る側の主体となって地域と連携するSDGsこども見守り隊（D）の3つの事業を立ち上げて、発展的に実施していることから選定した。

A 消費者教育のあり方検討会(平成28年度実施)

市の消費者教育の担い手となる関係者を集め、今後の消費者教育のあり方について企画案を作成するとともに、関係者間の連携強化を図ることを目的としたワークショップ（全3回）を実施した。

ワークショップは、「子ども・保護者」「高齢者・障がい者」「市民」の3グループに分かれて消費者教育を推進するための事業の企画案を作成した。その提案をもとに以下のB、C、Dの事業を立ち上げた。



B 学校教育等における消費者教育推進（平成29年度～）

市の消費者教育推進をめざして平成30年度より教員プロジェクト（平成31年度より「これも消費者教育プロジェクト」）を立ち上げワークショップを通して消費者教育の理解を深め、効果的な実践を行い、毎年その成果をリーフレットにまとめ市内の全教員に配付してきた。

令和4年度には市内の小学校に2年を期間とするモデル校を設置し、全校での消費者教育の推進を実施中である。



C 親子消費者教育体験型プログラム“SDGsことも特派員”（平成29年度～）

市民による実行委員会を立ち上げ、消費者と生産者のコミュニケーションの場をつくりそれぞれが役割に気づき、消費行動を見直すきっかけとすることを目的にプログラムを企画・実施している。

参加者は、市内の事業者を取材し、そのこだわりや思いを新聞やPOP、動画などにして発信をし、市長より「SDGs子ども特派員」に任命される。



D 地域の見守り活動“SDGsこども見守り隊”（平成29年度～）

子供を消費者被害等の見守りの主体とする「SDGsこども見守り隊」の取組を企画し、各学区ごとにプロジェクトを立ち上げ、市内小学校で順次実施している。メンバーは、各学区の見守り活動の状況に合わせて募り、市社会福祉協議会の「地域共生型福祉推進事業」とも連携している。



3. 実施内容

近江八幡市で連携・協働して継続的に取り組まれている消費者教育を検証することで実施のために重要な要素をリスト化するとともに、より効果的で持続可能な連携・協働の体制を消費者教育の担い手※と共に構築する。

※消費者教育の担い手：市のB、C、Dの事業に関わる組織・人

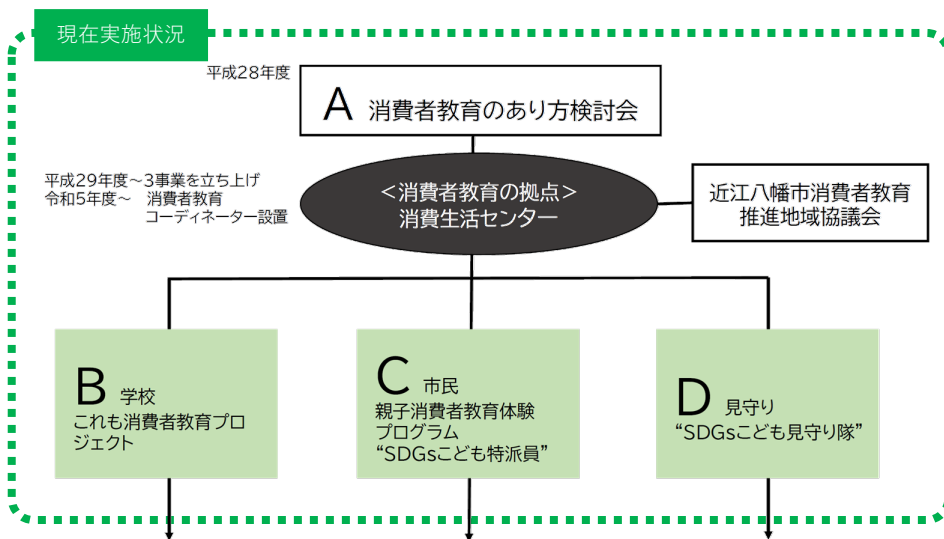
4. 実施方法

1 ヒアリング

消費者教育の担い手にヒアリングを行い連携・協働に重要な要素を探る

<ヒアリング項目>

- ・連携のきっかけ
- ・継続の理由
- ・課題
- ・今後に向けて



2 ワークショップ

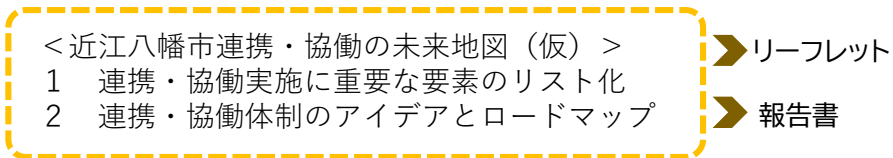
意見交換会

ワークショップ「連携・協働未来ビジョン会議(仮)」
“持続可能な消費者教育の連携・協働の未来地図を描こう！”

消費者教育の担い手を対象とするワークショップ「近江八幡市連携・協働の未来ビジョン会議」を開催し、より効果的で持続可能な消費者教育に取り組むための連携・協働体制のアイデアとロードマップを作成する

3 報告書等作成

ヒアリングおよびワークショップ・意見交換会の成果を広報や報告書等にまとめる



5. 第三者評価

実施モデルの他地域への波及について

評価項目
他地域へ波及するコンテンツとして有効な連携・協働の実施モデルになっているか

第三者評価委員候補

文部科学省消費者教育推進委員会委員長

上村 協子

消費者庁消費者教育推進会議会長

東 珠実